

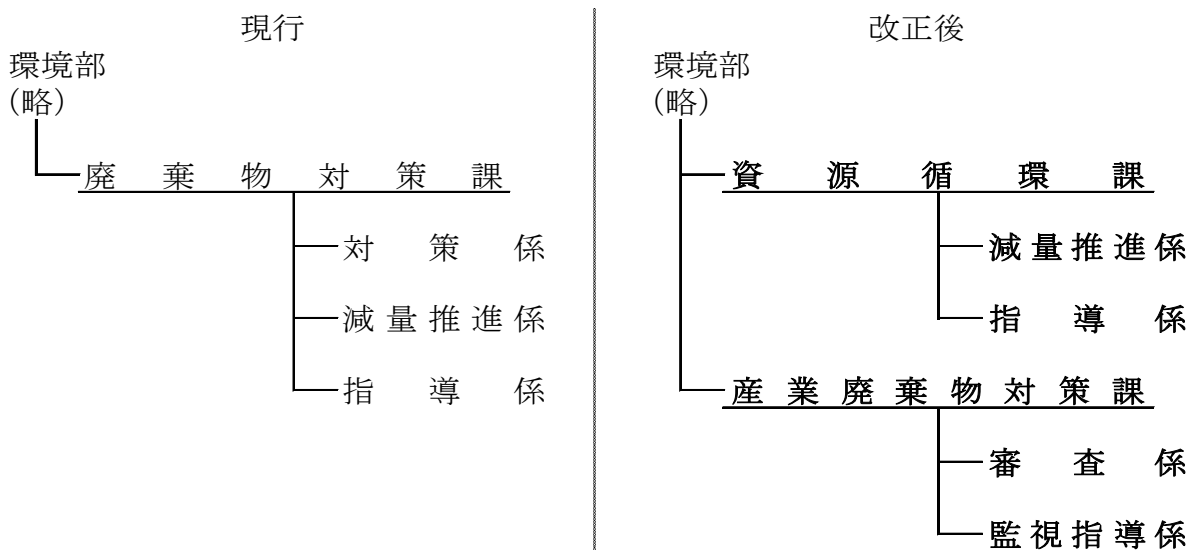
# 1 中核市への移行について

## (1) 環境部所管関係条例の制定・改正について（12月市議会定例会で可決）

- ①川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（一部改正）  
産業廃棄物収集運搬業許可や廃棄物処理施設の設置許可の申請等の手数料を規定
- ②川口市環境関係事務手数料条例（制定）  
自動車リサイクル法に係る手数料を規定
- ③川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（制定）  
廃棄物処理施設の設置に関する手続等を規定
- ④川口市土砂の堆積の規制に関する条例（制定）  
土砂を堆積する場合の許可等を規定
- ⑤川口市浄化槽保守点検業者登録条例（制定）  
浄化槽の保守点検業者の登録等を規定

## (2) 環境部の組織改正について

- ①改正日  
平成30年4月1日
- ②改正内容
  - ・ 産業廃棄物を担当する産業廃棄物対策課を設置
  - ・ 廃棄物対策課の名称を資源循環課に変更し、対策係を減量推進係に統合



## 2 事業系ごみの排出者に対する調査権及び指導権の強化について

### (1) 目的

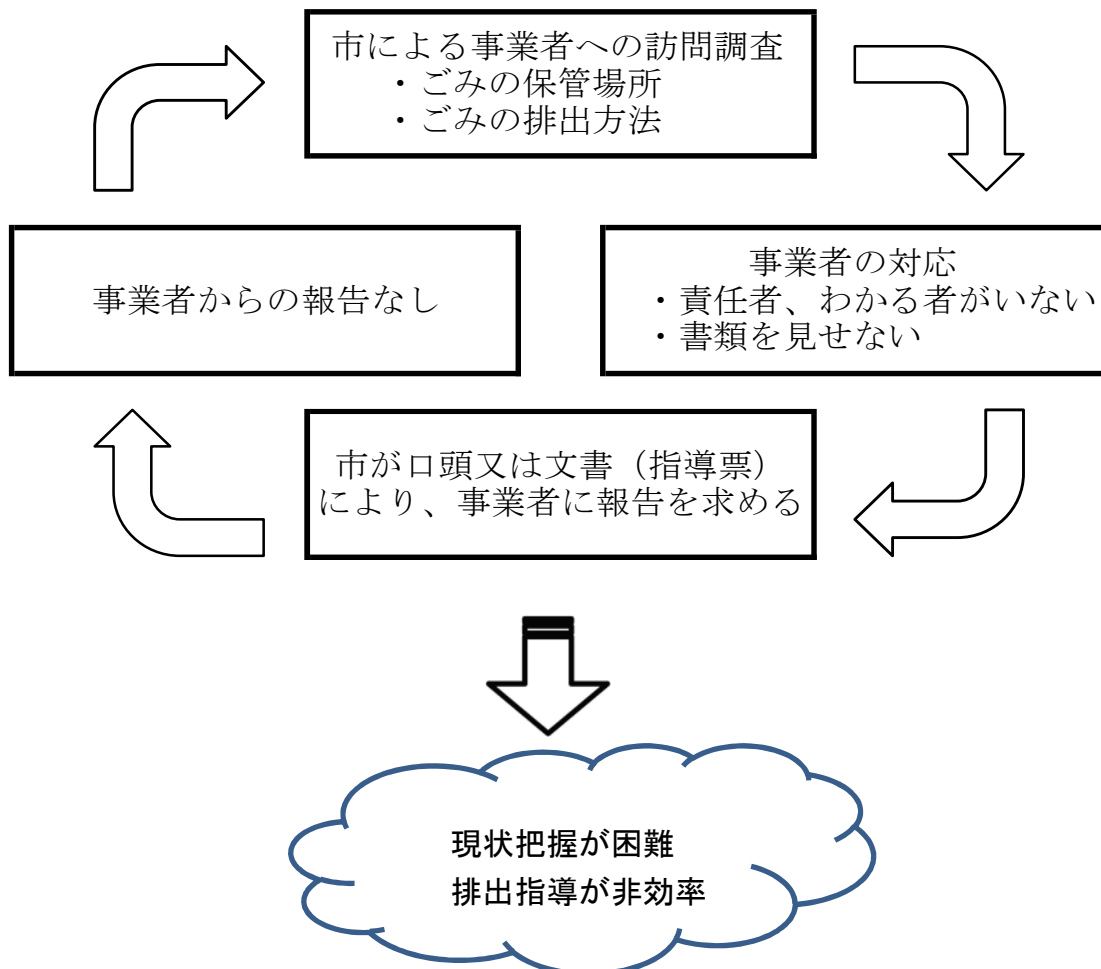
事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。このため、廃棄物を市の処理施設に自身で搬入するか、市の許可を受けた事業者収集運搬を委託する必要がある。

しかしながら、事業者が家庭用のごみ集積所にごみを不適正に排出している事例が散見される現状にある。

現在、市はこれらの不適正な処理を防止するため、事業者に対しごみ排出に関する報告の徴収や立入検査を行っているが、誠実に対応しない事業者が存在し、訪問を繰り返してもなお、状況把握と情報収集が進まないケースがある。

そこで、効率的な排出指導と、不適正処理の是正を促進するために、調査・指導権限の強化について検討するもの。

#### 【報告徴収に従わない事業者】



## (2) 現在の条例規定内容

### 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（抜粋）

#### （事業系一般廃棄物の処理）

第27条 事業者は、第7条の規定により定められた計画に従い、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、第21条第3項に規定する規則で定める基準に従わなければならない。

3～5 略

#### （事業系一般廃棄物等の保管場所）

第28条 規則で定める事業者は、その建物又は敷地内に再生利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に定める保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

#### （改善命令）

第31条 市長は、事業者が第27条第1項若しくは第2項又は第28条第1項前段の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

#### （報告の徴収）

第53条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

#### （立入検査）

第54条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

### (3) 調査権及び指導権の強化の方向性

#### ① 勧告の新設

条例に基づく報告をしない事業者や、立入検査を拒んだ事業者に対する勧告の規定の新設を検討

#### ② 罰則（過料）の新設

勧告に従わない事業者や、虚偽の報告をした事業所及び改善命令に違反した事業者に対する罰則（過料）の規定の新設を検討

### (4) 勧告及び過料について

#### ① 勧告とは

- ・ 行政目的を実現するために特定の人や事業者などに対して、一定の行為をすること、またはしないことを具体的に求める行為で行政指導の一種である。
- ・ 相手方に対する直接的な法的効果は伴わず強制力はない。

#### ② 過料とは

- ・ 刑罰である罰金とは異なり、前科として扱われることはない。
- ・ 条例の実効性を確保するための5万円以下の過料は、地方自治法第14条の規定により、地方自治体が条例で定めることができる。
- ・ 刑罰である罰金と違い、警察・検察や裁判所などを介さず、行政の権限と責任の下で、科すことができる。
- ・ 過料を科す場合、相手方の言い分を聴くための聴聞あるいは弁明の機会を設ける必要がある。また、違反事実と比較し、あまりに高額な過料の賦課処分は、違法・無効とされている。

### (5) その他

中核市に設置される市保健所と連携し飲食店への指導を強化する

⇒ 合同の立入検査の実施

⇒ 保健所窓口における多言語リーフレットの配布

⇒ 保健所が行う飲食店向け講習会における適正処理の周知

# 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」

## 1 みんなのメダルプロジェクト概要

(公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、使用済み小型家電由来の貴金属(金・銀・銅など)を用いて、東京オリンピック・パラリンピックのメダルを作成するプロジェクト。

小型家電とは

家庭で使用する電子機械機器 (パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、音響・映像機器など)

## 2 本市の取り組み

### (1) 回収ボックスによる回収

#### ①開始日

平成29年12月4日

#### ②対象品目

携帯電話のみ

#### ③設置場所 (計14施設)

(ア) 本庁舎、鳩ヶ谷庁舎、各支所、リサイクルプラザ (8施設)

市が小型家電リサイクル用に、従来から設置している携帯電話回収ボックスを、メダルプロジェクト専用に変更 (メダルプロジェクト事務局によって定められた表示に変更)

(イ) 各図書館 (6施設)

新規に回収ボックスを設置

### (2) ピックアップによる回収

#### ①開始日

平成30年1月

#### ②対象品目

小型家電全般

#### ③回収方法

家庭から排出された金属類及び粗大ごみの中から、ピックアップにより回収

## 3 広報

①平成29年12月4日

記者発表・ホームページによる広報開始

②平成29年12月27日

FM kawaguchiで紹介

③平成30年 1月

広報かわぐち1月号に掲載

④平成30年 3月

環境部広報紙プレス530 3月号に掲載

### 近隣市とのごみ排出状況等の比較（平成27年度実績）

～埼玉県一般廃棄物処理事業の概況（平成29年5月）から作成～

	1人1日当たり排出量(g)				
	全体	事業系ごみ	生活系ごみ	生活系ごみ + 集団資源回収	
				家庭系ごみ	
川口市	867	216	585	493	651
さいたま市	913	243	638	524	670
草加市	850	173	623	558	677
越谷市	873	207	603	542	667
蕨市	820	167	652	492	652
戸田市	903	270	632	477	632
県全体	884	201	637	531	683

※10月1日時点の人口により算出

全体 : 集団資源回収を含むごみ排出量

事業系ごみ : 事業系ごみの排出量

生活系ごみ : 集団資源回収を除く、家庭からのごみ排出量

家庭系ごみ : 集団資源回収及び資源ごみを除く、家庭からのごみ排出量

（川口市の分別では、一般ごみ、粗大ごみ、乾電池、有害ごみが該当）